

# 長崎県建設工事成績評定の改定について

平成27年2月

長崎県土木部建設企画課

## 平成27年度の工事成績評定の改定について

### 1. 改訂点の主な概要

- きめ細かな評価
  - ・出来形、品質の評価を5段階から7段階に変更
- 考査項目等の改定 ※1
  - ・「高度技術」を「工事特性」に改定等
- 評定点の決定 ※2、※3
  - ・工事成績評定は、完成検査後に実施する。
  - なお、債務負担の既済部分等の検査の場合は、検査員の評点のみ完成検査時の評点に勘案する。

### 2. 新成績評定の対象工事

平成27年4月1日以降に契約する県発注工事から対象

#### ※1

- ・考査項目は、原則として国の工事成績評定に準じるものとする。
- 「4.高度技術」；主任監督員→ 廃止
- 「4.工事特性」；新設→ 担当課長
- ・国評定に準用。
- 「3.Ⅰ出来形」、「3.Ⅱ品質」；監督員→主任監督員

※2 既済部分等の評定は完成検査時と同様に4名体制で実施する  
評定内容は、施工プロセスチェック結果も含め保存し、引き継ぐものとする。

※3 評定の受注者通知は、完成検査後に最終評定を通知する。

# 工事成績評価調査（完成検査）

様式1-1①

機関名：

工事番号	請負者		格付		工事種別		着工年月日		平成								
	工事名	設計額	設計額	円			完成年月日	平成	年	月	日						
	工事場所	請負額	請負額	円			検査年月日	平成	年	月	日						
検査項目			監督員		主任監督員		担当者		検査職員								
氏名			印		氏名		印		氏名			印					
項目	細別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	
1. 施工体制	I. 施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10											
	II. 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10											
2. 施工状況	I. 施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10						+5	+2.5	0	-7.5	-15	
	II. 工程管理						+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+2.0					
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形						+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+3.0					
	II. 品質						+2.0	+1.0	0	-2.5	-5						
4. 工事特性	I. 施工条件への対応 ※2						+4.0	+2.0	0	-2.5	-5						
	II. 出来ばえ						+5.0	+2.5	0	-2.5	-5						
5. 創意工夫	I. 創意工夫 ※3											+10	+7.5	+5	+2.5	0	
	II. 創意工夫 ※3						+7 ~ 0										
6. 社会性等	I. 地域への貢献等											+10	+7.5	+5	+2.5	0	
	II. 地域への貢献等											+5	+2.5	0	-5		
加減点合計 (1+2+3+4+5+6)		(A) ± 8.0 点		(B) ± 27.0 点		(C) ± 35.0 点		(D) ± 35.0 点		(E) ± 100.0 点		(F) ± 65.0 点		(G) ± 100.0 点		(H) ± 100.0 点	
評定点 (65点+加減点合計) ※1		① 65点+(A) + (B) =		1000 点		② 65点+(C) =		1000 点		③ 65点+(D) =		65点+(E) =		100.0 点		100.0 点	
評定点計		1000		④ 100 点×0.4 + ② 100 点×0.2 + ③ 100 点×0.4 =		点		点		点		点		点		点	
7. 法令遵守等		※7															
評定点合計		0 点		○評定点計 (100 点) - 法令遵守等 (0 点)		=		点		点		点		点		点	
所 見 ※5		【監督員】		【主任監督員】		【担当者】		【検査職員】									

※1 65点 + 「1.」～「3.」の評定 (加減点合計) + 「4.」～「6.」の評定 (加減点合計) = 評定点

各評定点 (①～③) は小数第1位まで記入する。

※2 工事特性は、当該工事特有の難性の高い案件 (構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等) に対して適切に対応したことを評価する項目である。

評価に際しては、監督員、主任監督員からの報告を受けて担当者 (担当課長) が評価するものとする。

※3 創意工夫は、工事特性の異なる難性を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特質すべき便益があった場合に評価する項目である。

※4 「4.」, 「5.」, 「6.」は加減点評価のみとする。また、法令遵守等は、減点評価のみとする。

※5 所見は減点項目があった場合に記載する。

※6 各検査項目ごとの採点は、検査項目別運用表によるものとし、検査職員 (完成)、検査職員 (完成) の評価に先立ち、監督員、主任監督員、担当者が行う。

※7 法令遵守の評定は、担当者が行う。

※8 評定点合計は、四捨五入により整数とする。

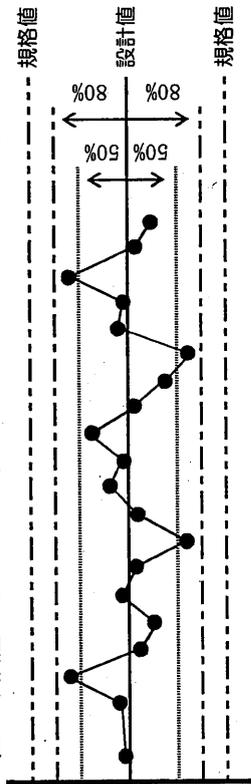


別紙一5

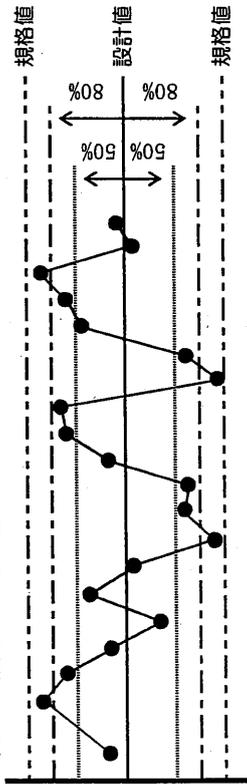
1. 出来形及び品質のばらつき考え方

〔管理図の場合〕

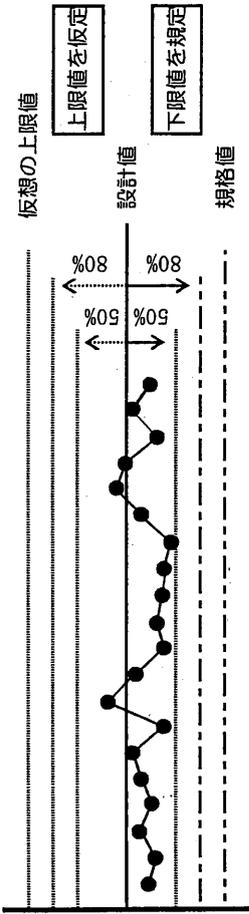
(上・下限値がある場合) ①ばらつきが50%以下と判断される例



(上・下限値がある場合) ②ばらつきが80%以下と判断される例

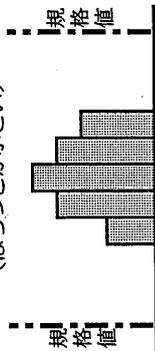


(規格値が下限値のみの場合)

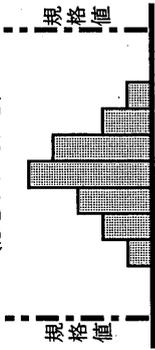


※上限値のない場合のばらつきの考え方は、下限値と同様な値があるものと仮定し、ばらつきの%を考慮する。

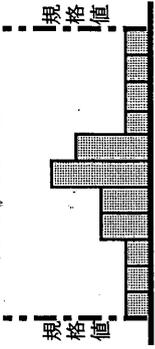
〔度数表またはヒストグラムの場合〕  
(ばらつきが小さい)



(ばらついている)



(ばらつきが大きい)



2. 多工種複合工事の取り扱い

- (1) 多工種工事の場合は、主たる3工種以内で評定する。ただし、それ以外の工種で重要な場合は3工種以内に含むことができる。
- (2) コンクリート橋は、プレテンション桁等、工場で製作される構造物も対象とする。
- (3) 評定は「多工種複合工事」欄を活用する。

3. コンクリート構造物のクラックについて

- (1) クラックが発生した構造物では「進行性または有害なクラックがなく、発生したクラックに対しては有識者等の意見に基づき処置をしている」等が見られたら、c評価とする。
- (2) クラックが発生した構造物では「進行性または有害なクラックがない」場合、無処理の場合は、d評価とする。
- (3) クラックが発生した構造物では「進行性または有害なクラックがある」場合、無処理の場合は、e評価とする。

4. その他

- ・「施工プロセス」チェックリストを活用して、評定を行う。
- ・「4. 工事特性」「5. 創意工夫」「6. 社会性等」は、請負者から提出された実施状況に関する書類を活用して、評定を行う。

## 【中間検査・既済部分検査・年度末既済部分検査の評定について】

従来、「長崎県建設工事成績評定要領」に基づき、完成検査時及び年度末既済部分検査時において施工状況の確認及び評価を実施してきたが、さらに中間検査においても工事施工の途中における施工状況の確認、評価を行うことにより、より厳正かつ的確な評定に資するため、工事成績評定を実施することとする。

また、既済部分検査においては、工事の既済部分を確認するとともに出来形、品質及び施行管理の状況等を検査し技術検査を兼ねているため、「既済部分検査」として工事成績評定を実施することとする。

なお、債務負担工事の年度末に実施する既済部分検査は、煩雑さを避けるため「年度末既済部分検査」として区分する。

### ●中間検査・既済部分検査・年度末既済部分検査の工事成績評定の実施と評定結果について

中間検査・既済部分検査・年度末既済部分検査の工事成績評定（以下、債務負担行為等の評定とする）は、完成検査後に実施する評定と同様に4名の評価者で実施する。

評定結果については、検査員の評定のみ債務負担行為等の評定として完成検査後の評定点に勘案する。（検査員持ち点は、「完成検査後の評定」を5割、「債務負担行為等の評定」を5割とする。なお、「債務負担行為等の評定」が複数回実施された場合は、その平均点とする。）

また、監督員、主任監督員、担当課長の債務負担行為等の評定結果は完成検査後に実施する評定の参考とする。

### ○検査員の評点

各評定者の持ち点は、

{監督員+主任監督員}：40点、担当課長：20点、検査員：40点 合計100点

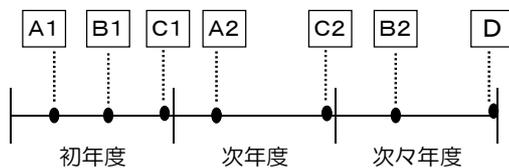
うち、検査員の持ち点は、下記により決定する。（監督員、主任監督員、担当課長は、完成検査後の評定で決定）

{①完成検査時；最大40点 ×1/2 + ②債務負担行為等；最大40点 ×1/2 }点

- ・債務負担行為等の工事成績評定が1回実施された場合  
その評定点が②の評点（下線部）となる
- ・債務負担行為等の工事成績評定が2回以上実施された場合  
複数回実施された評定点の平均値が②の評点（下線部）となる

<例> 3年債務負担行為工事の場合の検査員の評点

中間検査時の評点；A ……2回実施  
既済部分検査時の評点；B ……2回実施  
年度末既済部分検査時の評点；C ……2回実施  
完成検査時の評点；D



①完成検査時 (D点×0.4) ×1/2 + ②債務負担行為等 { (A1+A2+B1+B2+C1+C2) / 6 点×0.4 } ×1/2

○法令遵守等による減点評価があった場合は、措置点数の最大値を「完成検査後の評定」から差し引く。